

## 那須塩原市観光パンフレット作成業務委託仕様書

### 1. 業務名

那須塩原市観光パンフレット作成業務委託

### 2. 業務目的

那須塩原市観光パンフレット（以下「パンフレット」）は、当初作成から約7年が経過しており増刷のたびに掲載内容の軽微な修正を実施してきたが、旅行者の観光ニーズが時代と共に変化している中で、デザイン及び形態の差異が生じている。

そこで、パンフレットのリニューアルを行い、最新の那須塩原市の魅力や観光情報をわかりやすく掲載し、かつ現代の観光ニーズに即した観光パンフレットを作成することで、観光客の誘致を促進し、観光経済の活性化を図ることを目的とする。

### 3. 基本方針

#### （1）コンセプト

本市らしさや本市ならではの最新で魅力的な観光コンテンツを効果的に発信するツールとし、行ってみたくなる、食べてみたくなる、購入したくなる、体験したくなるような旅する人の想像力を喚起する「ストーリー」を意識し、それに基づいた構成・コピー、デザインを用いて「読まれる」冊子とする。

#### （2）ターゲット

- ・居住地・性別・年代

首都圏を中心に、旅行のけん引役である20～40代女性

お子様連れのファミリー

- ・属性

旅行や観光への関心が高く、情報収集に積極的でアクティブに行動する層

#### （3）想定する利用環境

市内宿泊施設や人が多く集まる観光施設等に設置することで、来訪者には次の行動を具体的に提案し、旅ナカ（旅行中）の課題を解決しながら旅を充実させるような情報を届ける冊子とするとともに、県内外のイベント等で配布することにより興味喚起を図り、観光客来訪の動機づけとなるような旅マエ情報を盛り込んだ冊子とする。

### 4. 業務期間

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

### 5. 業務内容

#### （1）那須塩原市観光パンフレット作成に係る企画立案、構成、デザイン・対象の取材等

企画立案、デザイン、現地取材、写真撮影、原稿作成、レイアウト、編集、翻訳、校正など、観光パンフレット制作に必要なすべての作業を実施すること。

#### （2）必要な素材の収集等

パンフレットに掲載する写真や紙面の校正に必要な資料は、受託者において入手することを基本とする。また、取材時に取得した那須塩原市の観光資源に係る写真等は、観光局（以下「発注者」）に提供するものとする。時期などの都合により入手困難な画像などがある場合は、協議の上、発注者が所有する写真や資料等を可能な範囲で提供する。

#### （3）掲載する画像及び情報については、当該施設に必ず確認をとり許可を得ること。

- (4) パンフレット紙面には、イメージに相応しいイラストを随所に使用すること。
- (5) 既存パンフレットをもとに、新たな視点からパンフレットを企画すること。
- (6) 原稿校正の確認

受託者は、発注者による原稿内容の確認及び校正を受けること。校正は、発注者が校了と判断するまで行うこととし、発注者から修正および変更などの指示があった場合は速やかに対応すること。

なお、各掲載施設等に対しても受託者が直接校正を行うこと。

- (7) パンフレットの印刷及び納品
- (8) パンフレットの電子データの作成及び納品
- (9) その他、パンフレット制作に必要な事項
- (10) (1) から (9) に掲げるもののほか、契約金額の範囲内で独自に推進できる提案があれば積極的に提案すること。

## 6. パンフレット内容

- (1) 思わず手に取ってみたいくなり、本市を訪問する動機付けとなるようなタイトルや表紙のデザインとし、掲載内容には写真やイラスト、キャッチコピーを効果的に活用すること。
- (2) 那須塩原市観光資源の基本情報を伝えるとともに「見る、食べる、買う、体験する、泊まる」等、旅行者が求められる情報や実際に訪れたい要素を盛り込み、「那須塩原ならではの」の視点で魅力的かつ分かりやすく伝え、来訪意欲が高まるような紙面にすること。
- (3) ターゲットをよく理解し、ターゲットにヒットするような訴求力となる内容とする。
- (4) 市内滞在時間の延長による観光消費拡大を具現化できる構成とし、経済波及効果の向上が期待できるものとする。
- (5) 掲載内容は通年使用できるものとする。 (想定使用期間：制作後5年程度) 可能な限り、四季折々の写真を掲載すること。
- (6) 紹介する観光スポット等については、営業時間や料金に変更となる場合も想定し、工夫を凝らした紙面にすること。
- (7) 見やすく工夫された地図 (那須塩原市全体、各地区) を掲載し、市内の位置関係を視覚的に理解できるようにすること。
- (8) 他の情報発信ツール (インターネット・SNS等) との連動性や活用方法も考慮すること。
- (9) カラーユニバーサルデザイン及びメディアユニバーサルデザインに配慮し、必要な情報を掲載すること。
- (10) 初めて来訪した方が参考となるようなモデルコースを盛り込むこと。
- (11) インバウンドも意識した紙面構成にするとし、将来、多言語翻訳版の増刷も可能なものとする。

## 7. 想定する掲載内容

- (1) 自然景観 (塩原の溪谷美・吊橋と滝めぐり、板室の散策スポット)
- (2) アウトドア体験アクティビティ (遊歩道ハイキング、水辺・スノーアクティビティ、バイク)
- (3) 歴史ある2つの温泉 (塩原温泉・板室温泉) とその他の温泉 (乃木温泉・皆幸の湯・大鷹の湯など)
- (4) 明治の余韻が残る「日本遺産」 (旧青木家那須別邸、乃木神社、大山参道)
- (5) 生乳産出額全国2位の乳製品はじめ、名産品・土産品、観光施設など
- (6) 人気の大型ショップ (那須ガーデンアウトレット、那須千本松牧場、チーズガーデン)
- (7) ART369の複数のアートスポット他、歴史、文化、食を堪能
- (8) オシャレなカフェ、食べたいスイーツ、ステキなレストラン
- (9) お子様と一緒に楽しめるスポット

- (10) マップ、アクセス
- (11) その他

## 8. パンフレットの仕様等

規格：A4版サイズ程度、20ページ以内、フルカラー印刷、中綴じ  
紙質：マットコート 76.5kg以上

## 9. 成果品

成果品として、次のものを提出すること。

(1) 観光パンフレット 20,000部

(2) 電子データ（DVD-RあるいはHD、USBメモリー等）

- ・AIデータ（アウトライン化前・アウトライン化済みの両方、再編集可能なデータ）
- ・JRGデータ
- ・PDFデータ

高画質なものと及びホームページなど掲載用として容量を最適化したものとする。但し、各媒体（PC、スマホなど）での表示及び印刷をしても判別可能なもので、見開きページ単一ページそれぞれで作成すること。

(3) パンフレット作成に使用した写真・テキストなどデータ一式

(4) 納品場所

一般社団法人那須塩原市観光局

栃木県那須塩原市関谷448-4

## 10. 予算額（限度額）

1,166,000円（消費税を含む）

## 11. 実施体制

- (1) 本業務を遂行するために必要な人材を確保すること。また、責任者及び担当者については、委託期間中に特段の理由なく変更することがないようにすること。なお、特段の理由により実施体制を変更する必要がある場合には、事前に発注者と協議すること。
- (2) 本業務の進捗管理・課題整理及び業務内容の意思統一を図るため、業務委託期間中は発注者と密接に連絡・調整を図ること。

## 12. 成果物の権利関係

- (1) 本業務の実施に伴う成果物の所有権及び著作権（著作権法(昭和45年5月6日法律第48号)上の一切の権利（第27条及び第28条を含む）は、全て発注者に帰属するものとする。
- (2) 成果物に係る著作権は、納品時に発注者に無償で譲渡されるものとする。この場合において、受注者は、当該成果物に係る著作者人格権(第17条)を行使しないものとする。
- (3) 本業務により作成・提出された成果品は、発注者が自由に二次利用（印刷物の制作、ホームページの掲載等）できるものとする。例外がある場合は、提案時に明示すること。

## 13. その他

- (1) パンフレットのデザイン及び掲載内容については、発注者と協議により決定するため、企画提案による掲載内容及びデザインは変更する場合がある。
- (2) 受託者は、本業務が効率的かつ適正に実施されるように、発注者と十分な協議を行い、全ての工程に

おける運営管理（各作業の進捗状況の把握、発注者への状況報告等）を徹底すること。

- （３）受託者は本業務の全てを再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託し、又は請け負わせる場合は事前に委託者と協議を行ったうえで、発注者が承諾した場合は、この限りではない。
- （４）本業務に要する一切の経費（取材費、制作費、モデル料、体験料等）は、委託料に含むものとする。
- （５）受託者は、本業務に知り得た事項について、漏洩してはならない。また、本業務に用いた資料及び成果品等について、発注者の許可なく公表もしくは貸与してはならない。
- （６）成果品の品質については、本仕様書の内容をすべて満たすものであること。発注者から改善の指摘があった場合は速やかに修正を行うこと。また、それに要する経費は受託者が負担すること。
- （７）受託者は、本業務において受託者の帰責事由により発生した事柄に対し一切の責任を負うこと。
- （８）本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは議事が生じた疑義については、発注者と受託者との協議の上決定する。